

1. 法律には、抽象的基準を定めるとともに、
公的管理運営機関（国）が、公的審議機関の議を経て、指針を作成するものとする。
具体的基準は、指針で定める。
指針は、3(2)年ごとに見直す（改訂する）。
詳細については、細則による。
医学的事項については、学会の基準によることも考えられる。
具体的適用は医師の裁量に委ねる。
判断が困難な問題が生じたときは、公的審議機関に諮る。
2. 提供精子・卵子・胚は、公的管理運営機関（国）がネットワークとして一元的に管理する。
提供を受ける優先順位については、指針等で示す。
提供者と受領者のあわせるべき属性については、指針等で示す。
感染症の検査項目については、指針等で示す。
3. *卵子提供を受けることが困難な場合における余剰胚の提供
*余剰胚提供を受けることが困難な場合における卵子・精子の提供
*兄弟姉妹からの提供
*卵子のシェアリング
については、提供を受けることが困難であるかどうかを見るため、
当分の間（2～3年）認めない。
4. 提供者に対しては、交通費・通信費のみ支払う。
(交通費・通信費相当額を一律に定めることも考えられる。)
5. 子どもが知ることのできる提供者についての個人情報は、指針で定める。
6. 提供精子・卵子・胚の保存期間を指針で定める。
5～10年 あるいは提供時の年齢から平均余命を考慮して個別に廃棄時期を決める。

e.x.

「加齢により妊娠できない者は対象としない」と法律で定め、指針で50歳までとする。提供の状況によっては、40あるいは45・35歳とする。年齢による優先順位も考える。